

福岡県公報発行規則の一部を改正する規則案について（概要）

1 改正の理由

インターネットの普及などの社会環境の変化や、官報の発行方法がウェブサイトへの掲載に改められたことを踏まえ、県公報の発行方法を電子化するため、福岡県公報発行規則（昭和41年福岡県規則第34号）の一部を改正するものです。

2 改正の概要

県公報の発行方法について、インターネットを利用して県公報に登載すべき事項を閲覧することができる状態とする方法（県ホームページへの掲載）により行うものとする旨の規定を加えます。

これまで、県公報の発行は、紙の印刷物を県庁舎（県民情報センター）に配架する方法により行っており、情報提供として、県ホームページに印刷物と同内容のものを掲載していましたが、本改正後は、県ホームページへの掲載そのものが県公報の発行という位置づけになります。

3 施行期日

令和6年4月1日